

令和6年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和6年9月10日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 14番 大石雪雄君（P71～P82）

No. 5 5番 大竹憂子君（P83～P98）

No. 6 13番 上田秀人君（P99～P121）

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参事 兼 議会事務局 長 兼 監査委員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努められるようお願いいたします。

それでは、通告第4、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇14番 大石雪雄君

1. 一般行政について
2. 学校教育について

○14番（大石雪雄君） 14番、通告順に従いまして一般質問を始めます。

まず、1点目なのですが、一般行政についてであります。

その（1）、議員定数条例による205名について伺います。職員数が205名ということです、その件について伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えいたします。

職員定数条例による205名についてということでありましても、西郷村職員定数条例についてですが、まず、定数条例は、地方自治法172条第3項に基づき各地方公共団体において必ず制定しなければならないものであり、事務を執行するために必要とされる職員の数を定めております。

現在の西郷村の定数条例における定数では205名としており、部門ごとの業務量や類似団体等の職員数を比較した上で、村長部局、議会、教育委員会部局、地方公営企業など、それぞれに定数を配分しております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、さらに質問を続けます。

今、村長のほうからご丁寧な答弁をいただきました。

職員は、皆さんご存じのように200名に1名が妥当な職員数だということで、あえて私なりにこの2年間の人口を調べてまいりました。令和5年の8月現在で、企画政策課の調べでは2万998名です。さらに、令和6年の8月現在では、同じく企画政策課が発表したものに対しては2万1,188名であります。1年間で190名増ということで、大変、他の町村では人口減が騒がれている中で喜ばしいことなのかなと村長をはじめ執行者、さらに議員の方々の努力のたまものなんだなとそういうにも

思っております。

そんな中で再度お尋ねいたしますが、定数条例205名というのは適正なのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

適正かどうかというご質問であります。

条例の定めるところによると、205名に対し、令和6年4月1日、職員数は172名であり、33名少ない状況となっております。職員数が定数を下回っておりますが、定数条例における定数は職員数の限度を示しているものであって、現実の人員が定数に達していなくとも、一般的には差し支えないとされております。

現在の職員数については、各課の業務量や超過勤務の状況、職員の育児・介護などの個々の事情などにより、また、会計年度任用職員もおります。そういった配置状況を考慮し、条例定数の範囲内で職員配置を行っておる状況であります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 答弁をいただきました。

村長の言うとおりであるとは思っております。定数205名になったのは、前前村長のときに、段階で定数205名とするということで、205名が定数条例の中に載っていると記憶しております。そんな中で、この件に対しては条例に沿って質問していることであって、人事権、村長の最大の権限である人事権に抵触しないためにも非常勤職員に対しては、私は触れたくありません。

それで、さらに質問を続けてまいりますけれども、今、いろんな部局に職員の数字が出ておりまして、村長部局は、145定数のうちに136名であります。職員率では93%であります。さらに、教育部局の事務部局は、定数44名に対して、うち学校教育課は14名、生涯学習課は8名、職員率にしてちょうど50%です。このパーセントから見て、部局に偏りはないかどうかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほどお話しされましたように、村長部局においては93%、教育委員会部局においては、学校教育課14名、生涯学習課8名ということで50%ということで、44名に対して22名ということでどうかということでもありますけれども、コロナ禍まではあれだったんですけども、コロナ禍が解消されまして、第11波という話もありますけれども、特に生涯学習課の勤務が増えておりますので、この辺は見直ししていきたいなという考えをしております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 意に合った答弁をいただいたものですから、その件についても再質問をする要素はなくなってしまうんですね。

それで、とにかく私が好意に思っていた何代目の教育長だか、固有名詞は出したくないんですが、村を持ち上げていくというか、リードするのはやはり生涯学習課だ

と。村民の方々と触れる、触れ合いの場である生涯学習課、そして、いろんな角度から見ても教育の一端としては大事なところなんだということを教育長から、教育長というか何代目かの教育長から教えられました。すごくいろいろ教えられているんですが、そういう観点からも、村長の一発回答で私はそれ以上その件について申し添える必要はありませんが、私の考えを取り入れられて、ぜひとも見直しのほどをお願いしたいと思います。

次に、最後に、定数条例205名を確保するのにもちまたの情勢を見た場合、なかなか人材不足で、組織に縛られるような学校の先生とか、なかなか成り手がいないということで、村においても綱紀粛正を順次して、身を正して仕事をしなきゃならない職場ということはなかなか人材が減少する可能性もあると思うんです。ですから、その人材確保のためにも、ぜひともこれから考慮をしながらいかないと、役場があっても勤める人がいないなんていう時代が来ちゃったんでは大変危惧するところではありますが、その辺も考慮していただきたいと思います。

これ質問に入れていないんですが、私の所見で話をしていますが、村長として何か答弁があれば一言だけでもいいですからお願いしたいなとそうに思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほどの生涯学習課の件、前のどの教育長か分かりませんけれども、文化センターがにぎわうということは、私も高齢者から若い人があそこに通うということは非常にいいことだと思っております。

そんな中で、今心配されている人材不足、役場組織としても本当に今後、人材不足もそうですけれども、やはり優秀な職員採用、そして、組織をしっかり守っていかなければならないということでもありますので、その辺も含みながらしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 庁舎も新しくなるし、庁舎に負けない、中身も本当に一生懸命村民のサービス向上に努めているんだという姿をぜひ見せていただくためにも、次の質問に入りたいと思います。

課設置条例、すなわち機構改革でありますけれども、機構改革で、今はここに参加していただいている課長の課の仕事の内容が、課設置条例の下に記録されております。

そんな中で、今後検討していかない点もあると思うんですが、その辺について検討をするのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど、庁舎に負けない村民のサービスということで、私もそのように、庁舎が変わったけれどもサービスが最低であってはならないとそういうことを思っております。

そんな中での改革ということでもありますけれども、組織再編については、多様な村民のニーズや新たな行政課題に対し、迅速かつ柔軟に対応し、引き続き良質なサービスを村民に提供できるよう組織力の向上も視野に入れ、取り組むことと考えておりま

す。

村では、令和8年度開庁を目標に、新庁舎の建設を進めているところでありますが、この整備により庁舎機能が集約化され、行政需要も高まることを見据え、村民の要望や村の重点施策など、行政サービスを的確かつ効率的に提供できる組織体制を構築するため、令和5年9月より、各役職の職員で構成された西郷村組織機構再編検討委員会を設置し、協議・検討を重ね、組織再編に向けて取り組んでいるところであります。

近年、行政需要の多様化や高度化が進んでおり、組織の垣根を越えた連携が必要なケースが増加しております。こうした状況を踏まえ、より効率的、効果的な組織体制を確立すべく組織の再編に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 行政は、生命、財産、身体を守るという意味で防災型の庁舎を目指して、令和8年に完成すると。先ほども言ったように、庁舎はできても何ら防災拠点の庁舎だというものが見えないようでも困っちゃうということで、村長の答弁は確かなものであると私は認識しております。

ですから、さらに私なりの考え方をこの場で質問として伺いたしますが、事業に対して、例えば、A課とB課が共有できる事業があると思うんですよね。例えばですが、建設課と上下水道課、これ近いんですよね、仕事は。上下水道課がマンホールを掘って、舗装までの国からの補助金をもらった場合は、建設課と共有することによって、舗装をまたせて、そのマンホールを造るからといってそちらにお願いして、建設課の一般会計からは補助が出ていかないと。それも一つの行革にも値すると思うんです。ですから、課と課が共有できるようなシステムは取れないかどうか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおりであります。横の連携、本当に緊密にしないと、舗装して、また水道、下水道で掘るということはあってはならないことだと思いますので、特に横の連携、工事部門においてはしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） さらに質問を続けたいと思います。

ちょっとしつこいようなんですが、いつだかの議会でも私、この場で質問したことがあるんですが、教育関係ですよ、私が議員になった頃は、社会教育ということで社会教育があって、学校教育がありました。でも、今は生涯学習という位置づけの課と学校教育という位置づけの課があります。村長もご存じのとおり、学校教育は生涯学習の一端の課だと私は認識しているんですね。ですから、その辺も配慮すれば、まだまだ設置条例に考慮する1つではないかなとそのようにも思っております。

さらに質問を続けると、やはりこの場で、前回の会期のときかな、その共有に値するのには部長制を取ってはどうかと。部長がいることによって、その関連する課と課同士が、例えば、A課とB課が近寄った考え方を示して、お互いに村民の利益に

つながるような仕事ができるような状態ということを経理が把握することによって、村長なり副村長、それに関係の方々と話をしやすいということもあり得るのではないかなと。そのような観点からいって、村で部長制を取っているところは私の認識では話ができないんですが、他村にもあるかどうか伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、部長制度というお話がありました。市町村における内部組織に関する規定については、平成15年の改正地方自治法により、従来、都道府県と市町村とで異なっていた規定は一本化され、首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務については条例で定めるという条例設置主義になり、市町村における部設置に関しても条例を制定することにより可能となっております。

こうしたことから、本村におきましても多様な村民のニーズや新たな行政課題に対し迅速かつ柔軟に対応し、良質なサービスを村民に提供できるよう関連分野の施策の連携強化や管理部門の合理化を図るため、部制度の導入も検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） さらに質問を続けてまいります。

例えば、村民の人がAという課に電話を入れた。うちの課じゃないですよ、大変失礼な話なんですよ、これ。だから、そういう観点から立っても、そういう制度を設ければ村民の負託に応えられるような、もっと利点が生まれてくるのではないかなと思います。制度を変えていく状態というか、村としての100年後、200年後を見据えながら、ぜひとも検討に値するものはどんどん検討して、そして実行に移してほしいということで、一つの質問は終わりたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

成人式のアンケートについて、課内の共有についてたします。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えいたします。

議員よりおただしのありました成人式のアンケートにつきましては、本年1月に開催した二十歳の成人式に参加された皆様にQRコードを用いたオンライン回答を依頼したものです。

主な質問内容としましては、職業、お住まい等の基本情報以外に、成人式の感想、大人になった感想、今後の目標といった意識調査、村の魅力、村にあると便利なものといった村に対する希望等が挙げられます。

このアンケートは、あくまで成人式を迎えた若者がどのような意識を持っているのかを課内で把握するために実施したものでした。

以上です。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 生涯学習課から、今答弁をいただきました。

ですが、そのアンケートの内容を精査すると、生涯学習課が、今課長が述べられた根拠ですけれども、内容で、すばらしいアンケートの内容もあるんですね。ですから、この後は企画政策課のほうで答弁をお願いしたいと思います。

1つ、2つ、もう少しあるか分からないんですが、そのアンケートの内容を読み上げたいと思います。

まず、そのとおりだなというのがあるんですね、これ。先進的なIT企業を誘致してはどうだということなんですね。その理由は、若い人たちが若い人を呼び込み、西郷村の唯一性を大きくすると期待し、同時に、村が活発になると考えておりますということなんですね。この成人した若者が、こういうふうなアンケートを出しているんですね。村は企業誘致に努力しているのかどうか、企画政策課長、答弁をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ここなんですよね、共有がないんだ。結局、これは企画政策課のほうにはもう行っていると思うんだけど、アンケート用紙がね。そうしたら、一つ一つ精査したら、企画政策課で答弁してくださいと言っているものがこれは俺の課じゃないというときには、ほかの課に共有するんだよね。それが一番大事なんだよね、やっぱりね。これは答弁要らない。企画政策課で答弁できないものを答弁しろと言ったってしょうがないから。

村長、ぜひともこれ、若者が定着するためには、これだけショッピングするところもある、会社も大きい会社が来ている。そして、隣の那須町と違うのは、学校もしっかりしていると。那須町の学校を見てくださいよ、みんなぶっ壊していますよ。伊王野の学校から何から、そこの地域はもう過疎地です。そういうふうにならないためにも、やはり若者が定着したいからこういうことを書いているんだと思うんですね、私。だから、答弁は要りません。答弁できないものを答弁してくださいと言ってもしょうがないから。

ただ、若者が動けば村は変わるんです。若者の意見を聞き入れることによって、まだまだ村は変わっていくと私は思っております。私は年寄りですけどもね。

また、さらに企画政策課のほうにお伺いするんですが、映画館をつくってほしいとかいろいろありますね、これ。あとは、スタバですか。大きい市にはスタバがあります。近隣では須賀川市にあって、わざわざ須賀川市に行っている人もいます。それで、直売場をつくるときに、スタバを導入したらどうだということで話をしたら、当時の村長は笑ったそうです。何で若者の職員の話を聞かないんだと私は本当にがっかりするんですね。スタバというところは、なかなか発展しないところには来ないそうなんです、どうなんですかね企画政策課長、努力する気ありますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えいたします。

今年の成人式におけるアンケートにつきましては、私も集計結果を見させていただきました。村内に欲しい企業としましては、商業施設やカフェなど、若い世代が集ま

る施設やにぎわい施設等を望む声が多くございました。都市部には、若い世代の方が望む飲食店をはじめレジャー施設、娯楽施設など魅力的な施設があり、これは若い世代の方が都市部に流出する原因の一つでもありと考えております。

若い世代の人口流出は、将来的な人口減少、少子高齢化に大きく影響することから、村としても商業施設など人が集まる、いわゆるにぎわい施設等の進出を促すため、これまで多様な事業者、スタバをはじめなんですが、サウンディング調査等を行ってきたところでございます。当然ながら、民間事業者による商業施設や店舗の立地につきましては、経営戦略や商圈分析の適用条件などによるため、最終的には事業者判断となりますが、村としましては、若い世代から住み続けたい村として選ばれるよう引き続き事業者等へ働きかけを行い、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変立派な答弁をいただいて、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

そんな中で、第八次実施計画ですか、西郷村第四次総合振興計画があります。最後のページに、協働によるむらづくりの推進ということで書いてあります。情報共有、情報発信、これすごいことを書いてあるんですね。たった1行に2つの事柄ですが、本当にこれ大事なところなんですね。これ、課長、どういう意味を持って基本目標3、共に考え、協働するむらづくり、どうなんですかね、これ。どういうふうに、今後働きかけていくんですかね。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質問にお答えいたします。

まず、基本目標8の、共に考え、協働するむらづくりでございますが、村の第四次総合振興計画の基本目標の一つとしておりまして、村が目指す協働するむらづくりということで、村民の価値観や生活スタイルが多種多様化する中、地域における問題や課題も大きく変化してきております。それらの課題を行政だけが主体となって解決することが困難になってきております。

そのため、これからのまちづくりには行政のみだけでなく、村民、地域活動団体、事業者等の様々な主体がそれぞれの特性を生かしながら互いに協力し合ってまちづくりを進めていくということで、村民が村を愛し、住み続けたいと思える村の実現を目指すというところでございます。

さらに、ご質問の基本目標8の情報共有、情報発信につきましては、村の現状や施策の取組状況などの行政情報、各種統計情報等について、広報紙のほか村ホームページや防災I n f oにしごう、SNS等を活用し情報提供を行っているところでございます。

また、現在、公式LINEアカウントの導入及び活用を検討して、村の情報を発信したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） こういう村づくりの基本構想みたいな、今推進をしているんだという中で、やはり小さな声を吸い上げて、例えば、アンケートを取っても18名しかいなかったと。でも、その18名の声が、結局、大学の先生を呼んだり、いろんな有識者を呼んで、金かけて、てっぺんの上っ面の話ばかりして、骨にしみる話が全然ないと。それが今まででしょう。ですから、まずはアンテナを大きくして、生涯学習課でアンケートを取ったんだと、どんなアンケートが載っているんだと、どんな要望が載っているんだと、どんな夢を村に対して若者は望んでいるんだと、それがやっぱりこの課題の一つかなと、私思うんですね。

ですから、何か昨日の一般質問を聞いても、学校の統合をどこかに委託したとかそんなふうな答弁を俺は聞きたくないんです、実際。村民の声を集約しないで、一方的に一千何百万円も予算を出して、何で統廃合なんですか。何で廃校なんですか。もっと村民に密着したらいいんじゃないんですかということで、次に、学校教育課の質問に入りたいと思います。

大変残念ながら、今朝勉強していて、資料を、恥かくようですけども家に置いて来ちゃったんです、これ。本当に困ったなというところがあるんですけども、私なりに資料なくても質問はできますから、質問したいと思います。

学校教育について、中学校の部活動の地域移行について考え方をお示してください。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 14番大石雪雄議員のご質問にお答えいたします。

部活動の地域移行についての方針、方向性というご質問でございますが、私はこの西郷村のスポーツ環境は、すばらしい環境にあると自負しております。いろいろなスポーツ団体が活躍し、そして、子どもたちを育てる環境がすばらしいものに育っていると私は思います。そういった形で、いろんな成果が、この西郷村にはスポーツ環境があるためにより成果が出ていると思っております。これは、先人が汗をかいて努力してきた成果であると、私は感銘を受けております。

そんな中で、これから中学校の部活動を休日、地域に移行していくというふうな方針が国から出されました。現在進めているところでございますが、私は方針として3つ挙げたいというふうに思います。

1つは、現在あるこの西郷のすばらしい環境、いろいろなスポーツ団体がございます。そういったものを生かしていきたいと。そして、子どもたちにとってよりよい環境をつくっていききたいというふうに考えております。

2つ目は、子どもたちや保護者にとって安心で、そして、活動しやすい環境にしていきたいというふうに思います。

3つ目は、文科省からありますが、生涯にわたってスポーツに親しむと、そういう子どもを育成していくということでございますので、私は持続可能な環境づくりをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、教育長から答弁をいただきました。大変立派な答弁でした。

実質、考えてみてください。学校の部活動というのは教育の一端じゃないですか。

その辺について教育長、答弁をお願いします。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えします。

教育の一環で行われている部活動でございます。ですから、地域に移行といっても、これは学校教育課で責任を持って遂行していくことになります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） いろんなところで、体育館の管理やら野球場の管理やら、さらにプールの管理やら、NPO法人であるスポーツクラブは、本当に立派で活躍していることでしょう。ですが、今、教育長は学校の授業の一端だということを答弁いたしました。じゃ、部活動というのは2つに分かれています、何と何で分かれていますか。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 文化部と、教育長、校長先生上がりですよ。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えします。

部活動に関しましては、文化部とスポーツ、運動クラブに分かれております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） じゃ、スポーツに関する、例えばいろんな球技とか、あとは柔道、剣道、いろいろあると思います。休日は、今でもちゃんとコーチとしてというんですか、外部コーチとして来ていますよ。じゃ、文化部の吹奏楽で先生を外部コーチとして頼んでいた場合、どこからその時間給、時間の手当を出すんですか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 質問にお答えします。

文化部の外部コーチということですが、こちらは現在、西郷第二中学校、それから小田倉小学校においでになっている先生がございます。こちらは、兼職兼業という形で提出をいただいて、そして、外部コーチという形で対応してもらっていただいております。

○14番（大石雪雄君） お金はどうしているんですか。

○教育長（秋山充司君） こちらで。教育委員会のほうで出すようになります。

○14番（大石雪雄君） 教育委員会の何から出すんですか。

○教育長（秋山充司君） 外部指導者の手当がございます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 外部指導者の手当は、文化部に対してはそこで出していると。

今までも外部コーチに対しては教育委員会を出しているんですよね、間違いありませんか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

今までも、現在も、外部コーチに依頼して支払いをしております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） いろんな部の活動内容は、私は知りません。ですが、先生だって外部コーチと共に顧問として一生懸命やっているんですよ。これ、上から目線になりませんか。もう外部コーチにだけスポーツクラブで任せて、学校の日曜の部活はやっていくんだということは、教育委員会からの上から目線にはなりませんか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

現在行われている方の外部コーチとしての今の活動でございますが、本人からの申出で行われているものでございますので、こちらから指示をしてやるような形は取っておりません。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私が、ちょっと声が大きいから聞き損なったんだか分からないんですが、日曜の部活は外部コーチにお願いしますよと、それを教育長通達で流したり、そういう協議の下で3回くらい持っているみたいですが、話をした場合には、なぜ今までうまくいってきているものに対して、水を差すような上から目線にはなりませんか、それをお伺いしているんです。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

私は、今西郷村にありますスポーツ少年団、あるいはスポーツクラブ、あるいは外部コーチも含めてでございますが、それぞれの立場で活動ができるような体制で、子どもたちに活動の場が提供できればいいなというふうに思っておりますので、私は同等と考えております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私もスポーツ少年団の本部長を今年の3月27日で退任しました。大変、役場当局からは毎年100万円からの補助をいただいて、子どもたちの笑顔を目をつぶるといまだに思い出します。ですから、本当に行政はありがたいなとそうのようにも思っております。

ですが、この件についてはちょっと資料を忘れちゃったということでお話に食い違いがあるかどうかは分かりませんが、新聞の折り込みをこの場で読み上げたかったんです、私は。7月5日に、この件を県の教育委員会とか国から通達的なものが出たんですよね、3年間のうちに考えなさいと。学校教育課のほうにはちゃんと写しを渡してあるからご覧になっていると思うんですが、全然考え方が別なんですよ。父兄と話をしなさいと、学校サイドとも話をしなさいと。それで、協議の上、円滑に移行でき

る方法を取りなさいという感じなんですよ。

ところが、どうですか。3月に予算を取ったと思ったら、同じ協議会で3度ほど何か協議したみたいで、本当に残念なんだけれども、協議しただけでもう既に結論が出ちゃっているんですね。じゃ、保護者に聞いたんですか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 協議会のほうでも検討しておりますが、協議会の中にも各学校の校長先生もお入りいただいて……

○14番（大石雪雄君） 父兄の方にも通達していますかということ。

○教育長（秋山充司君） まだそこまで固まっておりますので、これから行くところでございます。まだ保護者の意見や、それから子どもたちの意見をこれから聞き取って、またまとめていくところでございます。すぐにスタートという形にはいきませんので、これから丁寧にご説明をしながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 教育長、それ手順が違うんですよ。

もう予算は随意契約で、スポーツクラブと随意契約結んでいるんですよ。もう結論ありきなんですよ。何かもう質問する気もなくなっちゃいますよね。結論があって、今度は皆さんに話をするんだとじゃないんですよ、新聞を見ているか見ていないか分からないけれども。とにかく父兄なり学校なり、よく話を3年間して、その後に結論を出しなさいと言っているんですよ。それくらいに学校の授業なんですよこれ、部活は。

あと5分で1時間になるから、もうちょっと話をさせていただきたいんですが、私は文教厚生常任委員会の委員です。私は今の会期になるまで先輩から指示をいただいたというか教えられたことがあります。文教厚生常任委員会の方は、所管事務の質問はするのと、所管事務の質疑はすると言われていました。じゃ、質問があつたらどうなんだ。大石君、議会より委員会が大事なんだよと、委員会でよく煮詰めろよと。だから質問しないほうがいいぞと言われてました。

この数年、教育長が教育長になってから、今回も、先ほども言った学校の統廃合についての重大なものに対しても文教厚生常任委員会を開かないでしょう。まだ議員からは一切の宛て職がないんですよ。情報を吸収するものが本当にないんですよ、いくらアンテナを上げたって。なぜ委員会を開けないのか、その辺もお伺いします。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

大変、情報提供等をしていなかったことをおわび申し上げたいと思います。今後は、丁寧にご説明申し上げてやっていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 質問が始まってからちょうど1時間になろうとしております。

私も強く、教育長に、何かと村発展のために頑張っている教育長に強い言葉で言いたくありません。

でも、子どもたちは、今の中学生は特にですよね。平成23年の3.11で運動会もよくできなかった子どもたちですよ。10年たったなら何ですかと。それを考えたら、3年半も思う存分体を動かす機会を与えられない、与えようとしても与えられない時期があったんですよ。それを上から目線で、ちょっと私、本当にがっかりしています。

じゃ、その3年半も運動できなかった子どもたちの体の状態はどうなんだと、私心配していますよ。もちろん教育委員会も心配しているでしょう。ですから、伸び伸びやっている部活にあまり教育委員会は口を出すなと、金は出しても口出すな。私、そう思うんですよ。

そして、十分な協議をすることによって、私もこの場で、ネットで流れている場であまり強く言うなよと同僚議員からも言われました。本当にありがたいな、同僚議員はと。でも、私、スポ少、30年以上携わった一人としては、子どもに夢を持ちながらスポ少の本部長をやってきました。

ですから、教育長、いいんです。ノミの大きさでもいい。本当にもっと大きいニシゴウヌだっていいでしょう。もう全てに、やはり自分は最高の教育部会の事務長だということを信念において、西郷の子どもたちのためにぜひともこれからも研さんしていただくとともに、上から目線は絶対やめていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、通告第5、5番大竹憂子君の一般質問を許します。5番大竹憂子君。

◇ 5 番 大竹憂子君

1. 西郷村住民健（検）診について

○ 5 番（大竹憂子君） 5 番大竹憂子です。通告に従いまして一般質問いたします。

西郷村住民健（検）診について。各種健（検）診の内容、受診状況、また、受診後の対応を伺います。

まずはじめに、生活習慣病について、生活習慣病健診は4つの健診がありますが、それぞれの対象者と内容を伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 5 番大竹議員のご質問にお答えいたします。

生活習慣病予防健診は、加入している保険者と年齢によって、健診の種類、受けられる検査項目、内容が異なります。

1つ目が、特定健診です。40歳から74歳以下の西郷村国民健康保険加入者を対象としています。検査項目は、問診、身長、体重、腹囲、血圧、尿検査、医師診察、血液検査の基本的な検査項目に加え、集団健診においては、心電図、眼底、貧血、尿中塩分検査を追加して実施しております。

2つ目が、後期高齢者健診です。75歳以上の方を対象としています。特定健診の検査項目から腹囲を除いた検査項目で実施しています。

3つ目が、被扶養者特定健診です。40歳から74歳の国民健康保険以外の社会保険の被扶養者を対象としています。検査項目は、特定健診の基本の検査項目になります。ただし、心電図、眼底、貧血検査は、医師の診断により該当した方のみが詳細検査項目の実施となります。

4つ目が、県民健康診査です。国民健康保険加入者、19歳から39歳の国民健康保険以外の医療保険加入者の被扶養者を対象としており、原発事故後、若い世代の健康状態を把握するための県の受託健診となります。検査内容は、問診、身長、体重、血圧、尿検査、血液検査となっております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君の再質問を許します。5 番大竹憂子君。

○ 5 番（大竹憂子君） ただいま対象者と内容を伺ったのですが、では、その対象者の方への案内はどのように行っているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

対象者への案内方法としては、まず、住民健診のお知らせ、チラシと広報にしごうを全戸配布し、また、40歳以上の国保加入者全員に、個別に特定健診受診券と併せて対象となるがん検診の案内を一緒に送付しております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○ 5 番（大竹憂子君） では、集団健診の日程と個別健診の期間を伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

生活習慣病予防健診の保健センターでの実施で、集団健診につきましては、例年

7月頃に13日間の期間で実施しております。また、医療機関での実施の個別健診は、7月1日から10月31日の4か月の期間で実施しております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） では、各種生活習慣病の検査の受診率を伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 受診率についてお答えいたします。

特定健診の受診率は、令和4年度が47.9%、令和5年度が47.8%となっております。

後期高齢者の受診率は、令和4年度が28.5%、令和5年度が28.9%となっております。

被扶養者特定健診につきましては、本来の実施者が村ではなく社会保険側となります。健診場所の提供を利用させていただくということの取扱いになっているため、受診率は村では把握できません。

県民健康診査の受診率は、令和4年度が18.6%、令和5年度が18.5%となっております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 先ほど、日程のほうの答弁で、集団健診につきましては例年7月頃に13日間の期間で実施しているとのことでしたが、今の受診率から考えると、1日何人ぐらい受診しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 1日の受診人数についてお答えいたします。

予約状況によってばらつきはありますが、多い日で190名程度になります。少ない日で140名程度、平均しますと、1日170名程度が受診しております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 多い日で190名ということは、大体1日想定しているのが、190名ぐらいまで受診できるというふうに想定しているのかと思います。だとすると、もし申込者が多数の場合など、そういったときにはどのように対応しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

申込者が多数の場合には、個別健診を10月31日まで実施しておりますので、そちらを受診するように勧めております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 個別健診のほうに回っていただくように勧めているということですが、では、先ほどの受診率のこともあります。そこで、個別受診の割合、これはどのくらいになるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 個別受診の割合についてお答えします。

特定健診受診者の内訳としまして、集団健診が約８６％、個別健診が約１４％となっております。

後期高齢健診では、集団健診が約８９％、個別健診が約１１％となっております。

○議長（真船正晃君） ５番大竹憂子君。

○５番（大竹憂子君） では、村の健診の受診後、精検が必要な方、要精検者となられた方の割合はどのくらいいらっしゃるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

特定健康診査における割合は、主なものとして、令和４年度は、高値血圧が５２．１％、ＬＤＬコレステロール値が４３．３％、血糖値が６８．２％、令和５年度は、高値血圧が５７．８％、ＬＤＬコレステロール値が４４．６％、血糖値が６５．８％となっております。

後期高齢健診における要精検者の割合は、令和４年度が、高血圧症で５６．７％、ＬＤＬコレステロール値が５９．８％、血糖値が８．１％、令和５年度は、高血圧が８３．６％、ＬＤＬコレステロール値が４１．３％、血糖値が１３．４％となっております。

県民健康診査における割合は、令和４年度が、高血圧が２．７％、ＬＤＬコレステロール値が１０．９％、血糖値がゼロ％、令和５年度は、高血圧が４．８％、ＬＤＬコレステロール値が１３．３％、血糖値が０．９％となっております。

先ほど、後期高齢者健診の割合のうち、血糖値が「８１％」と申しましたが、血糖値が「８．１％」の誤りでした。訂正させていただきます。

○議長（真船正晃君） ５番大竹憂子君。

○５番（大竹憂子君） ただいま要精検者の割合を伺いまして、私の感想としては、結構いらっしゃるんだなという印象を受けました。そこで、この要精検者の方々、精検後、または村の受診後、村としてはどのように対応しているのか。これは全て医療機関に任せているのか、それとも、村として何か対応しているのかを伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

集団健診で受けた結果については、結果送付の際に、要精密検査の該当になっている方へは受診の案内を行っております。さらに、重症化リスクの高い保健指導対象者の方へは個別面談にて重症化リスクが高いことと併せて結果説明を実施し、生活習慣の改善と医療機関の受診を促しております。

○議長（真船正晃君） ５番大竹憂子君。

○５番（大竹憂子君） 生活習慣の改善と医療機関の受診を促しているということで、受診後にいろいろ対応されているということですので、村民の皆様は安心していられるのかなというのを今感じました。

続いて、がん検診について、同じく対象者と検診内容について伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） がん検診についてお答えいたします。

がん検診につきましても、集団と個別検診で実施しております。

1つ目が、肺がん検診です。胸部レントゲン撮影により、65歳以上の方は、感染症予防法に基づいた結核検診と肺野部を見る肺がん検診の両方を実施しております。

40歳以上の方は、肺がん検診を実施しております。

2つ目が、大腸がん検診です。便潜血検査2回法で、40歳以上の方を対象に実施しております。

3つ目が、胃がん検診です。集団検診では、40歳以上の方を対象に胃部エックス線検査を実施しております。個別検診では、50歳以上の偶数年齢の方を対象に胃カメラ検査を実施しています。

4つ目が、前立腺がん検診です。50歳から70歳までの5歳刻みの年齢の男性を対象に実施しております。血液検査で実施する腫瘍マーカー検査、PSA検査を実施しております。

先ほど、肺がん検診の対象者のところで、対象者は40歳以上の方が肺がん検診を実施していることになります。

すみません、先ほど「40歳以下」と言いましたので、「40歳以上」に訂正させていただきます。申し訳ありません。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ただいまの中で、胃がん検診で、個別検診では胃カメラ検査を実施しているとのことでしたが、これは個人の負担金は幾らになるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

胃がん検診の個別検査の自己負担金は、2,000円になります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） すみません、何か近隣市町村と並べてしまっては申し訳ないと思うんですが、実は、お隣の白河市では1,000円という個人負担になっております。なぜ、西郷村は2,000円の負担なのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

自己負担額については、西白河市町村管内統一で実施してはおりません。村では、検診委託料の15%を受益者負担として設定して、2,000円としております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 設定の仕方を今説明いただきましたが、この自己負担金、近隣と考えて、お隣の白河市が1,000円であるということもありまして、西郷村として2,000円から1,000円に引き下げるといようなお考えがあるのかどうか。これは課長で大丈夫ですか、村長に聞いたほうがいいですか。じゃ、まず課長のほうに伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 自己負担金の改定についての考えなのですが、お答えいたします。

白河市の自己負担金が1,000円なのは議員のご指摘のとおりでございますが、近隣の状況を見ますと、矢吹町が3,900円、泉崎村が1,000円、中島村が2,500円と、ばらつきがある状況となっております。

本村としましては、他のがん検診の委託料との受益者負担割合を考慮し、今のところは見直しを考えていません。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 今、ばらつきがかなりあることの説明を受けまして、ですが、泉崎村も1,000円ということで、矢吹町は3,900円とちょっとお高いですが、西郷村として改めて金額を改定するお考えがあるかどうかを、じゃ、再度村長のほうに伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほどお話ししましたようにばらつきがあります。1,000円から3,900円までということでもあります。担当課長が申し上げましたけれども、今後は、近隣の状況はこういう状況になっておりますので、調査しながら柔軟に対応していきたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 柔軟に対応していただけるということで、やはり個人負担金が少なくなったら、もっと受診してくださる方も増えるのかなというその思いがありますので、改めて何かその辺は考えていただけると本当にありがたいと思います。

続いてでは、今の胃がん検診の個別検診に関してまたありますが、対象を偶数年齢ということですが、この偶数年齢のときに受けられなかった場合、これは次の年とかに受けるとかも可能なのですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

胃カメラにつきましては、対象年齢を偶数年齢としておりますので、次の個別検診の機会は2年後となります。

なお、偶数年齢に個別検診の胃カメラ検診を受けられなかった方は、次の年に集団検診での胃のエックス線検査を勧めてまいります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 私、今、偶数の年齢ということに対しての理由というか、そういうことをお伺いしたかったですけれども、今、次にお聞きしたかったのは、あくまでも偶数年齢しか受けられないのかということをお聞きしたかったのが、多分今の答弁なのかなと思うんですよ。ですから、胃がん検診、個別検診、これに関してもう一度、先ほどの質問の答弁をいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

胃がん検診の個別検診は、2年に1度の偶数年齢を対象としていますが、国では胃カメラの頻度としては死亡減少効果、偶発の頻度の観点から、2年から4年に一度の間隔で実施することが、死亡効果が認められておりますので、カメラの検診は、2年に一度の偶数年齢として定めさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 今の答弁のとおりで、そうです、2年から4年に一度の間隔という部分があったので、あくまでも偶数年齢でしか受けられないのかということを確認したかったというのが1つだったんですけれども、では、別でして、前立腺がん、こちらの検診ですが、昨年度までは、たしか毎年だったと思うんですが、今年度、5年に1回というふうに変更になったのはどうしてなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

前立腺がん検診は、血液の腫瘍マーカーを検査として、がん細胞が特異的につくるたんぱく質の量を調べる検査として実施しておりますが、肝障害、腎障害、飲酒、喫煙、服薬等の影響により高い値になることがあり、反対に、がんであっても高くないこともある検査になります。

このP S A検査の数字の診断だけでは、放置しても症状が出ないがんや、進行が遅く寿命に影響しないがんが発見され、結果的に不必要な治療や検査を招きます。過剰診断や過剰治療のデメリットが指摘されております。

厚生労働省の有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドラインでは、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、市町村が実施する対策型検診では推奨されていない検診とされています。

また、前立腺がんの種類としましては、他のがんと比べて進行が遅いがんがほとんどで、国立がんセンターのデータでは、がん発見から生存率が100%とのデータが出ております。

また、一度精密検査になった方は、毎年精検をすると精密検査該当者となり、不必要な治療や検査で不利益を被る場合があり、正確な制度管理の観点から精査し、1年に一度の間隔から5年に一度の検診間隔に変更した経緯となっております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） いろいろと考慮した結果、期間に関して見直したということなんだろうが、村民にとって、毎年あったものが5年に一度になってしまう。これ、回数が増えるとうれしいことではあると思うんですよ。ですが、回数を減らす、これに関してどういうふうにするかと、やはりどうしてだろうと疑問に思う方は多いと思うんですね。もともと毎年行っていたので、これを毎年に戻すという考えがあるのか村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 質問にお答えいたします。

先ほど、課長が丁寧に説明したとおりでありまして、5年に一度ということで実施していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 丁寧に説明をいただきましたので、5年に一度。でも、それをやはり、これを村民の方々に、やはりちゃんとそれを伝えるべきだったのではないかなと思います。変更した理由、もちろんこういったことがあります。でも、それに関して、特に情報というのが村民の方に伝わっていないというのが現状なのかなと思いますので、こういったことにやはり配慮していただきたいなと思います。

できることでしたら、やはり戻していただけたらうれしいなと私はと思いますが、次に、集団検診の日程と個別検診の期間を伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

がん検診の日程につきましては、生活習慣病予防健診と同じ日程で実施しております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） では、各がん検診の受診率について伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） がん検診の受診率についてお答えいたします。

肺がん検診の受診率は、結核検診で、令和4年度が34.7%、令和5年度が35.1%、肺がん検診で、令和4年度が31.4%、令和5年度が31.1%となっております。

大腸がん検診の受診率は、令和4年度が26.6%、令和5年度が27.2%となっております。

胃がん検診の受診率は、令和4年度が14.4%、令和5年度が13%となっております。

前立腺がんの受診率は、令和4年度が23.6%、令和5年度が25.1%となっております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 先ほど、生活習慣病予防健診と同じ日程で実施しているとのことでしたが、受診率がかかなりがん検診になると低くなっているなという印象があります。それは、何か理由があるんですかね。検診、せっかくですから生活習慣病予防健診を受けられる方にがん検診もどうぞというような促しはないのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 受診率の違いについてお答えいたします。

日程につきましては同じとなっておりますが、それぞれがん検診によって母数となる対象者数や受診対象年齢の違いがあるため、受診率に差が生じております。

また、胃がん検診を受けることについても受診できますので、その辺の受診勧奨は、生活習慣病検診のときに受けられますということでの受診勧奨はしております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 受診対象年齢の違いがあるということで、その受診率に差が生じるということは理解しました。

また、窓口のほうで一緒にということで促しているということでしたので、続いて、受診後の要精検者となられた方の割合について伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） がん検診の受診後の精検者の割合についてお答えいたします。

肺がん検診の精検受診者については、まず結核検診ですが、精検率が、令和4年度で4%、令和5年度で4.8%、精検受診率が、令和4年度が81.7%、令和5年度が87.8%です。肺がん検診ですが、精検率が、令和4年度が3.7%、令和5年度が4%、精検受診率が、令和4年度が80.8%、令和5年度が91%です。

大腸がん検診の精検受診者について、精検率が、令和4年度が5.2%、令和5年度が6.4%、精検受診率が、令和4年度が71.6%、令和5年度が82.7%となっております。

胃がん検診の精検者について、精検率が、令和4年度が3.6%、令和5年度が4.1%、精検受診率が、令和4年度が84.4%、令和5年度が91.2%です。

前立腺がん検診の精検者数について、精検率が、令和4年度が7%、令和5年度が7%、精検受診率が、令和4年度が82.2%、令和5年度が79.6%となっております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま5 番大竹憂子君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5 番大竹憂子君の一般質問を許します。5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 先ほど、私、要精検者の割合について伺ったところ、精検受診率までお答えいただいて、詳しくお答えいただいたところなんですけれども、それよりも私、知りたいのは、実はがん発見者数、これについて伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

各種がん検診のがん発見者数ですが、肺がん検診は令和4年度が1名、令和5年度が1名、大腸がん検診は令和4年度が2名、令和5年度が6名、胃がん検診は令和4年度が1名、令和5年度はゼロ名です。前立腺がん検診は令和4年度が6名、令和5年度が3名となっております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 細かい数字をいろいろ伺ってきましたが、受診率が低い割には、今おっしゃっていた前立腺がん検診、令和4年度が6名、令和5年度が3名、この結果を踏まえて、ほかの発見者数よりも多くなっているこの現状でも5年に一度にしたこの理由がどうしても私、分からないというか、不思議に思います。

ですので、しつこくて申し訳ありません。再度、村長にお答えいただきたいんですが、本当に前立腺がん検診に関して、5年ではなく、もうちょっと短いスパンで検診をするというお考えもしくはそういうふうにしていただく方向性というのはないのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほどもお答えしましたが、課長の答弁のとおりでありますし、5年という話もありますけれども、様子を見ながら、それは考えていきたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 何度伺っても同じような答弁になるのかなと思いますけれども、ただ、今言ったとおり、本当に受診率が低い割にはこれだけ出ているということを踏まえて、今後考えていただきたいなと思います。

続いて、女性のための検診についてですが、これも種類、対象、内容を伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 女性のためのがん検診についてお答えいたします。

女性のための検診につきましても集団と個別で実施しております。

1つ目が乳がん検診です。40歳以上の女性を対象としています。2年に1回の検診となります。検診内容は視触診とマンモグラフィー撮影の検査となります。

2つ目が子宮がん検診です。20歳以上の女性を対象としています。こちらも2年に1回の検診となります。検診内容は子宮頸部がんの細胞診となります。

3つ目が骨粗鬆症検診になります。40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の女性を対象に実施しております。検診内容はかかと部位の超音波測定により、骨密度を測定する検査によるものになります。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） これも乳がん検診、子宮検診、どちらも2年に一度となっておりますが、先ほどの胃がんの検診と違って、偶数年でというわけではないことなんです、2年に一度で受けられなかった場合、そのときは次の年度に受けられるのですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 対象のときに受けられなかった方については、次の年に受けられるのかというご質問にお答えいたします。

対象年齢のときに受けられなかった方については次の年に、2年に1回という形になりますので、受けることができます。受診案内の通知を、検診が受けられるように

案内しております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） これは受けられないとき、次の年に受けられるということですが、その場合、2 年に一度とうたっているだけなので、2 年続けて受けるとかという形になるんですか。それともあくまでも2 年に1 回という形になるんですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） あくまでも2 年に1 回という形になります。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） では、骨粗鬆症検診、これも対象が変更になったようですが、これはどういった経緯というか、理由はあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

今年度より40 歳から70 歳までの5 歳刻みの女性を対象とし、かかと部の超音波法による骨密度検査を実施するものになります。

昨年度までは20 歳以上の女性で、2 年に1 回の検診としていましたが、骨密度は女性ホルモンの影響を受けやすく、閉経前後の40 代から50 代で骨密度が急激に減少していくといわれていますので、この時期に早期に骨減少者を発見し、骨粗鬆症予防または治療に結びつけることを目的に、健康増進法の対象年齢と合わせて実施させていただくことにいたしました。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 発症しやすいとか年齢的に骨密度の急激な減少ということもあるので、二十歳からだったことが40 歳以降という形になったという経緯は分かりましたが、これも同じですね。先ほどの前立腺がん検査と同じように、減るというのはやはりある意味、不安を感じるものではあると思うんですよ。ですから、こういったことも今後、やはり骨粗鬆症検診についても考えていただければと思います。

こちらの女性のための検診についても集団検診の日程と個別検診の期間を伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

乳がん検診の集団検診は4 月と1 月の2 回の実施で、計7 日間の日程で実施しております。

子宮がん検診の集団検診は9 月頃の実施で、2.5 日間の日程で実施しております。個別検診は7 月1 日から翌年の2 月28 日までの8 か月間の期間において実施しております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） こちらも個別検診での個人負担金、こちらが幾らになるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

個別検診での乳がん検診の自己負担金は1,400円としております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 子宮頸がん検診は1,000円で、乳がん検診は1,400円ということですが、子宮頸がん検診に関しては近隣市町村、白河市なんかと比べると一緒ではあるんですが、乳がん検診のほうは、白河市は1,000円、西郷村では1,400円、これも先ほどと同じようにやはり金額が違っているので、どうして違うのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

胃がん検診と同じく、乳がん検診の受診料につきましても西白河管内市町村間での統一はしておりません。検診委託料の15%を村のほうとしましては受益者負担としております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 細かくて申し訳ありませんが、こちら受診率について伺いたんですが、令和5年度のほうだけお伝えください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 受診率についてお答えいたします。

乳がん検診の受診率は令和5年度が27.7%となっております。子宮がん検診の受診率は令和5年度が25.2%となっております。骨粗鬆症検診の受診率は令和5年度が9.0%となっております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 今、負担金と受診率を伺いまして、受診率が低いなと思いますのこの負担金1,400円というのもあり、やはりこれは受診率を上げるためにも、というか、個別検診に行こうと思っても、女性の場合ですと行ける病院というのが管内には少ないと私は認識しております。ですので、個別検診に行く機会というのなかなかできない。そういう現状もあるかと思えます。

また、女性の場合、体の仕組み上、なかなか集団検診に参加できないこともあり、個別検診に行く方も多いかと思うんです。ですが、医療機関が少ない。そういった点もございまして、やはり受診率を上げるというか、受けていただく方を増やすという意味合いで、個人負担の料金の見直しや検診の見直しをぜひしていただきたいと思うんですけれども、これは村長、お答え願えますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

この負担金の話は、胃がんのときにもお話しさせていただきました。安いところもあり、高いところもあり、それで受診率の向上につながればいいことでありますので、その負担を下げることによって受診率が向上できれば、それはいいことでありますので、負担金については胃がん検診と同じように考えていきたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） この後、実は受診後の要精検者の割合なども聞いていこうと思っていたんですけども、それはあくまでも今の答弁をいただきましたかったという部分ではあります。

やはり負担金もそうですけれども、それ以上に期間ですよ。この期間というものを個別受診の場合、医療機関の数が少ないので、期間というのも見直していただきたいというのがあったんですけども、そこについて今、答弁がなかったのもう一度、村長、お願いいたします。

今、言葉足らずで申し訳ありません。個別受診の期間が8か月というふうにはなっておりますが、その期間の見直しもお願いできないかと思うんですけども、それに対して答弁をお願いできますか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 個別検診の受診期間は、実施いただいている医療機関と、あとは近隣市町村との協議によりまして実施期間を決めている状況にあります。

受診できる医療機関というのが、女性の検診とかも本当に少ないので、病院は受診するための病院という、そういう枠も取っておきたいということもありますし、住民検診にだけ枠というか、それを取るということもなかなか難しいことありますが、今後、近隣市町村ともそういう話はしていって、もし改善できるようであれば、そういうふうにしていければなという形では思っておりますが、すぐにということはないかな、相手方があるものですから、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 女性に関する個別検診ができる機関というのがたしか3か所だけということもあり、3か所だけということは予約を取るのも大変なことなので、期間がもっと長いと予約をして受診をできるという体制ができるのかなと思いますので、ぜひこれも今後考えていっていただきたいと思います。

では、その他の検診について、これも対象者と検診の内容を伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

その他の検診につきましても集団と個別検診で実施しております。

1つ目が肝炎ウイルス検査です。40歳以上の方を対象としています。一度検診を受け、陰性と診断されれば、輸血等の感染する機会がなければ定期的に検査をする必要がありません。B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに感染しているかを調べる血液検査となっております。

2つ目が風疹抗体検査です。風疹の定期接種が国で差し控えられた時期がありました。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性の方を対象としております。

国が抗体検査の実施の受診勧奨を令和元年から令和3年までの1回と令和4年から令和7年3月末までの2回の計6年間、接種勧奨をしている血液検査となっております。今年度末で抗体検査の無料期間は終了となります。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） では、こちらの検査等について受診率について伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

肝炎ウイルス検査の受診率は、令和5年度は1.1%となっております。風疹抗体検査につきましては、年度単位における受診率を出せる検査ではないため、人数だけを申し上げますと、令和5年度は2名となっております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） これは40歳以上の方が対象で一度だけということもありますので、受診率が1%と低いのかと思います。

では、現在までにどのぐらいの方、人数ですね。受診されたのかを伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

今までに肝炎ウイルス検査を受けた方は2,706名となっております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 2,706名ということでそれなりの人数がいて、よかったなと思います。ですが、まだ受けていらっしゃる方もいるということですので、これの周知、それはどのように行っているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

周知につきましては、検診のチラシや広報等には対象者の年齢等を記載し、案内をしておりますが、受けた方には検診済みが分かるように受診カードに印字して送るようしております。

受診カードで検診に来たときに、受診しているかしていないかの確認を取ることができますので、受けたことがない方については検診当日にも受診等を促すことができます。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） これに関して受診率も低い、要精検者も少ないということでしょうが、受診後、これはどのように村として対応しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

肝炎ウイルス検査で精密検査に該当した方へは、個別通知にて精密検査の案内をお送りし、同時に県のフォローアップ事業である二次検査費用に対する助成制度についても案内し、精検受診へつなげております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 細かく様々なことを伺ってきましたが、様々な検診の受診率向上のため、いろいろ努力はなさっているかと思いますが、特にがん検診の受診率が低いというふうに本日の答弁で感じました。

今後、受診率向上のためにどのような、今後といいますか、今までもそうですけれども、向上のためにどのような工夫などをされているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

がん検診の受診率向上のため、検診未受診者に対し、個別通知はがきで受診の必要性を記載し、受診の案内を送っております。また、はがきや検診のチラシ等に記載するときには、分かりやすく見やすく記載し、検診を受けていただくような工夫もしておりますが、今後もチラシ等、誰が見ても分かるような案内をして、受診率に努めてまいりたいと思います。

さらに、健康教室等または子育て世帯の乳幼児健診等においても、がん検診の必要性について啓蒙し、受診率の向上に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 今おっしゃっていたようなチラシというのはこんな感じのチラシだとは思いますが、実は私、これを見ていて、やはり細かいところが分からないということがあったので、いろいろと一般質問させていただきました。

それと同時に、やはり受診率の低さだったりとか、また、検診だけではありません。ほかのこともそうです。周知、これに対して何かいろんなこと、皆さん、村民に知っていただきたいと思いながらもなかなか周知がうまくいっていないように感じます。

本当にこの医療検診だけではありません。そのほかのことも、いつも一般質問して思うんですが、とても周知というものの努力といいますか、工夫が足りないように思いますので、これはほかのことにもやはり努力していただきたい点ではありますので、お願いいたします。

続いて、アピアランスケアについて伺います。

こちらは、福島県では県のほうでの補助事業となっていることもありますので、意外と市町村で独自でされているところが少ないのが現状であります。他県なんかですと、県のほうよりも先に市町村などの自治体でアピアランスケアの補助制度をつくったりということもありますので、結構、ほかの他県なんかですと各市町村でやっていることもあったりするんですが、実は福島県の場合、県のほうでやっているせいか、なかなか市町村でやっているところが少ない中で、白河市のほうでは実は補助制度、行っています。

西郷村のほうでは、そういったアピアランスケアの補助制度があるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

村では現在、アピアランスケアについて補助は実施しておりません。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 現在実施しておりませんということで、今後は実施するという方針、そういったことがあるのかどうか、検討しているのかどうか村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

近年、若い世代のがん患者の増加があります。がんになっても自分らしく生きることのできるよう、がん治療と就労、社会参加への両立に向けて、現在、県では先ほどお話がありましたように、がん治療を受けている方への補正具購入に伴う経済的負担の軽減を図るため、助成事業を実施しておりますが、村としてもがんと診断され、治療を行っている方への負担軽減を図るため、助成に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 現在、村でも進めているということで安心しましたが、本当にそうなんです。若い世代の方でがん患者が増加していることもあり、アピアランスケアと私、今回、うたってしまって、アピアランスケアだけではなくて、介護が必要になる若い患者さんなんかも多くいらっしゃるの、いろいろとやっぱりその辺を考慮していただいて、助成事業というものをぜひ実施していただきたいと思います。

では、実施に向けて準備を進めているということですが、どのくらい進めているのか、詳細というほどではないのかもしれませんが、具体的にと言っても難しいかもしれませんが、ある程度、このぐらいまで考えているということがあったら、ぜひ答弁願いたいと思います。村長、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

県で行っているアピアランスケア助成事業は、対象となるものがウィッグ購入に対し上限 2 万円、乳房補正具購入に対し上限 1 万円として、補助している内容となっております。

村では、県の上乗せ補助を考えており、助成が受けられるような体制を整えていきたいと思っております。また、県の上乗せ補助を考えておりますので、県の補助の申請も村が窓口となれるような形を考えております。これらにより少しでも経済的負担、治療中の精神的負担を軽減できるよう支援していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） まさに最後のほうの答弁、そのとおりなんです。実際、そういった方、窓口があちらこちらにあったりすると、なかなか申請するのも大変だったり、あと白河のほうで、県のほうの事業と同じような内容になっているので、なかなかうまく進んでいないという現状があるらしいので、村はやはりそういった点も踏まえながら、ぜひよい助成事業として進んでいただければと思います。

もちろん先ほど村長おっしゃっていただいたように、県のほうの補助なんかも県のほうに直接申請、これも一度だけではないので、そういった手間も省いてあげられる、そういう村の窓口をぜひつくっていただきたいと思いますので、ぜひ今後、そういったことも考えていただき、よいものをつくっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君の一般質問は終わりました。

次に、通告第 6、1 3 番上田秀人君の一般質問を許します。1 3 番上田秀人君。

◇ 13 番 上田秀人君

1. 防災行政について
2. 農業行政について
3. 各種基金について

○ 13 番（上田秀人君） 13 番、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、質問の第 1 点目、防災行政についてでありますけれども、令和 6 年 3 月に修正された西郷村地域防災計画について、この中から何点か質問したいなと思います。

まず、1 点目といたしまして、12 節の避難対策関連についてということで伺いたいと思います。

避難指示を行う基準については、総務省や気象庁などがいろいろと示されているというふうに理解をしております。警戒レベル 1 から 5 までの段階に分けて、それに対していろんな指示が出ていますけれども、令和 3 年 5 月 20 日付で市町村が発出する避難情報の発出基準が改正されたというふうに理解もしているところでございます。

警戒レベルが 1 から 5 の 5 段階になりましたけれども、これらについて広く村民の方に周知しているのか伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 13 番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

避難指示の 5 段階の周知ということでございますけれども、こちらに関しましては、一般住民に配布しております西郷村ハザードマップのほうに記載してありますので、そちらのほうで周知していることとなります。

○議長（真船正晃君） 13 番上田秀人君の再質問を許します。上田秀人君。

○ 13 番（上田秀人君） ハザードマップについて、ハザードマップで周知を行ったということだと思うんですけれども、周知を行ったのは分かりました。じゃそれがきちんと村民の方に伝わっているのかというところなんですよ、一番私が言いたいのは。

今回、台風 10 号とかいろんな災害の気象情報のやつを見ていると、警戒レベル 1 から 5 とかいろいろな段階を追って表示されていますよね。そういったものを見て、村民の方が警戒レベル 1 になったらこうしなきゃいけない、2 になったらこうしなきゃ駄目なんだよというふうにきちんと理解をしていただかないと、ただ周知しただけでは駄目なんじゃないかなと思います。

ですから、きちんと村民の方に伝わったのかどうなのかと、そこまでは確認されていますか。確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

今回の台風時にそこまで村民のほうに伝わっているかというご質問でございますけれども、そこまで伝わっているかの把握は私のほうではできておりません。

○議長（真船正晃君） 13 番上田秀人君。

○ 13 番（上田秀人君） これは非常に難しいと思うんです。村のほうでお知らせをしても、受ける側がきちんと受けてくれなければ困ると。私、今回、たまたま NHK のテ

レビなんかを見ていて、警戒レベルによって色分けされていますよね。NHKの気象情報を見ていると、色分けされたのが画面に出てきていたんですよ。そこで改めて認識をした部分がございます。

ですから、こういった機会を捉えて、きちんと村はお知らせをすべきじゃないのかなというふうに思います。そのことは防災課としてきちんと対応していただきたい、このように申し上げておきます。

さらに伺いますけれども、警戒レベル1が出た場合、防災無線の防災 I n f o にしごう、これでいわゆるプッシュ通知というのを行っていますか。確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

防災レベル1のときの通知ということですが、村としてはしておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） せっかく防災無線を整備したんですから、プッシュ通知は行わべきだと思うんです。受け取った側が周辺にお知らせをしてくれるというのは変な言い方ですが、危険な状態になってきているみたいだよというお話が伝わることもいわゆる防災の一つじゃないかと思うんです。村がやろうとしても限界がある。だったら、村民の方に協力をいただいて、その危険性をさらに周知していただくための努力をすべきじゃないかというふうに私は考えますので申し上げます。

続いて、警戒レベル2についてですが、危険な場所から高齢者などは避難とあります。どこに避難をすればいいのか。移動手段はどういうふうに考えているのか。これは防災計画書の40ページのあたりに出てきますけれども、計画書の40ページの（4）とか（5）あたりに関連すると思いますけれども、具体的に村は警戒レベル2に達したときに、高齢者の方に対してどこに逃げていただくか。逃げるに当たって移動手段はどうされるのか、そこまで計画されていますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

村といたしまして、現在のところ、警戒レベル2のときはまだ注意報であり、その後の流れ、気象情報等を確認しながら、こちらに関しても通知していないところでございまして、この時点においての自主避難所等の開設もまだ状況を見ている状況でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） レベル2になったら、高齢者の方は避難をする、していただきたいという話になりますよね。そうなったときに、じゃどこに逃げていいのか、どこに避難をすればいいのか、また、高齢者特有で免許を返納して車は運転しませんとか、もともと車を運転されない方もいらっしゃるよね。あと身体状況の話もありますけれども、そういった方がどういうふうに移動するのか。こういった計画書をつくるときにそこまで詰め込むべきじゃなかったのかなと私は思うんです。そのことは早急

に見直すべきだというふうに申し上げておきます。

続いて、（５）に避難所開設に伴うとありますけれども、避難所については前回、６月の第２回の定例会において１２番藤田議員が質問されていますけれども、その答弁の中で５０か所というふうに答弁されたというふうに思っています。違うんだったら訂正してくださいね。

大半が各地区の公民館、コミュニティーセンターではないのかなというふうに私は理解していますけれども、いわゆるコミュニティーセンターとか、今、指定管理を行っていて、施設管理者の方というのは多分区長さんかなというふうに理解していますけれども、警戒レベルなどによる避難所のほうについて、もう一度繰り返してみたいな話になりますけれども、施設管理者の方には説明はされていますか。説明をされて、さらには同意を得ているのか確認したいと思うんですが、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

先ほどお話がありました指定避難所につきましては５０か所でございます。

自主避難所、村内に５か所あるんですけれども、そちらをまず最初に開設することとなっておりますけれども、そちらの行政区長さんのほうにはその都度、開設についてお話をして、開けることとなっております。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） 今、指定避難所というお話がありました。その前に集会施設等の管理者が避難所開設のために移動する場合、その際にけがとか事故に遭ってしまった場合の補償というのは考えられていますか。これは区長さんなので、今、村の保険に入っているのかなと思うんですけれども、それが該当するのかなのか併せて伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

避難所開設につきましては、公務となっておりますので該当になります。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） 避難所についてさらに伺いたいと思うんですけれども、防災計画書の中で、４１ページに指定緊急避難場所と指定避難所とあります。村が指定する各避難所にはエアコンなどは設置されていますか。

さらには冬期間の災害というのも考えられるので、すぐに使える状況にあるストーブとかというのは整備されていますか。さらにはそのストーブで使う灯油なりガスなり、そういったものが整備されているのか伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

エアコンの設備につきまして、全ての集会施設、避難所に設置できているものではないです。灯油に関しても常時準備できているものではないです。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） エアコンに関してはやはり早急に整備する必要があるんじゃないかなと思うんです。ここ近年の気象状況を見ていると、猛暑じゃなくて酷暑ですよ。そういったところに避難していただいて、熱中症になってしまう。さらには命の危険にまでさらされてしまう危険があるんじゃないかと思うので、指定避難所とか緊急避難所、エアコンが整備されていないところは早急に整備をすべきだなというふうに思います。

あと、灯油に関してはいわゆる盗難とかいろんな心配があるので、そういったところは指定管理を受けてもらっている方にお話をしておくべきかなというふうに思います。

あともう1点、この施設の中には、食品など一時的に保管する冷蔵庫というのは整備されていますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

冷蔵庫の設備が整っているかということでございますけれども、全ての施設に整っているものではございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 冷蔵庫もきちんと計画的に整備をすべきではないかなというふうに思います。いつ災害が起こるか分からない。避難したはいいけれども、ちょうどこのぐらいの時期ですと食品の傷みなんかも心配されるので、せっかく避難しても食中毒が起きてしまったではお話にならないので、冷蔵庫なんかは時間を追って早急に整備すべきだなというふうに思います。

次に、同じく6月の定例会で5番大竹議員が質問されましたけれども、避難所における間仕切りテントの話を大竹議員がされましたよね。大竹議員は8.27水害のときのご自身が体験された、苦勞された話を交えて質問されていましたけれども、質問から約3か月の時間が経過していますけれども、この3か月の間に村としては間仕切りテントに関してどのような対応を取られたのか、どういう考えをされているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

間仕切りテントについてのご質問でございますけれども、こちらに関しましては、避難所においてやはり脱水であったり、そういった症状が起きないように、風通しがよいものがよいということで、そのような今の間仕切りテントを今後も使いたいとは考えております。

そしてどうしても必要なのは避難所におけるゾーニングということで、着替えをするスペースだったり、ちょっと具合が悪い方の休むスペースだったりというのを区分けして、避難所の運営に努めたいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私、全部、間仕切りテントを入れ替えろと言っているわけじゃ

ないんです。計画的に入替えを考えていくべきなんじゃないかと思うんです。

私、今の避難所設営に関わったときもあったときに、見ていて思ったのは、人の心理として壁際からだんだん座っていくんです。真ん中に座る人というのはなかなかいないんです。私、知っている限りでは一家族だけかな。

体育館の真ん中にぼんと座っていた家族が一家族いたというのは記憶ありますけれども、大半の方は壁から座っていく。というのは、やはり一部でも人の視界から隠れたいというのか、あまりじろじろ見られているわけじゃないんだろうけれども、見られたくないという心理が働くんですよね。

そういったことを考えたときに、上がぼんと開いているようなテントで、脇を通られたとき、上からのぞき込まれるような、そういうので本当に女性の方が安心できますか。赤ちゃんを抱えている方、その間仕切りテントの中で授乳することができるのかということなんですよ。

あと私みたいに気の細かい者ですと、人前で寝るのがなかなかはばかれるので、やはり私も塞がっているテントのほうがいいなというふうには考えますので、もう一度言いますね。全部入れ替えろとは言っていない。そういったものも準備をして、必要な方にそれが渡るような、そういう計画を立てるべきではないかと考えますけれども、いかがでしょう。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

避難所に来られる方はいろいろな方がおられます。今現在、村で所有している間仕切りテントは健康状態とかを確認できるような、上からも見られるような間仕切りテントでございますので、今後、課内でも協議しながら、別のテントについての購入についても考えてみたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、どこで話そうか一瞬考えちゃったんですけども、自民党の石破茂さんという方がこの間、テレビで、選挙絡みで出ていたインタビューを聞いていたんですけども、石破さんが言われていた言葉が、日本の防災対策は大正時代に起きた関東大震災、その頃から何ら変わっていないと言われていた。そんな話を聞いたとき、ああそうだなと実は私も思ったんです。

台湾で大きな地震がありましたよね。あのときにテレビの画像を見ていて驚いたのは、地震発生から五、六時間で避難所が映されたときに、全て避難所の中にテントがあった。それがキャンプで使うようなテントで、きちんと人の視野を遮られるようなテントだった。それをちょっと思い出したんです。

今、ホームセンターあたりに行くと、キャンプ用の簡易テントでしたら1万二、三千円ぐらいで買えるものなんです。今の村の財政状況から考えれば、1万二、三千円というのはそんなに大きな負担ではないと思います。それによってプライバシーが守られる、精神的なストレスが少しでも軽減できる、そういったための予算の使い方というのは必要だというふうに申し上げておきます。

さらには仮設トイレの話もされていましたが、どのように検討されたのか伺いたいと思うんですけれども、マンホールトイレについては、東日本大震災のときに下水道のマンホールが隆起する、あとは管路が破断された場所もありましたよね。そういったことを考えたときに、さらに下水道が整備されていない地域もあることを考慮しているのかということ伺いたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

6月の定例会の一般質問に出ておりましたとおり、村におきましては段ボールトイレを準備しておきまして、それによって下水道区域、また、区域外についても対応できるものと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま13番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 続いて、これも同じく大竹議員がペットの同行避難について6月定例会で質問されていますよね。この防災計画の中では、ペット等の同行避難のためのケージ等の支援、ペットなど保管施設についても避難計画を策定するというふうにありますよね。

この防災計画が先ほど言いましたように3月で修正された。6月に大竹議員のほうから質問があった。今、9月ですので、この6か月間、どういうふうな対応をされたのか確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

こちらの防災計画のほうにもペットの避難に関することは記載されておりますけれども、進行についてはいまだございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ペットに関して、私はできれば飼い主の方と一緒にのほうがいいというのは十分に理解します。しかしながら、避難が必要なような災害が発生してしまった場合に、6月の定例会で担当課長が答弁されていますよね。ペットに対してのアレルギーがある方とか苦手な方に配慮もしなきゃいけませんよということで、理解をお願いしますというふうに答弁されていますけれども、しかし、ペットの命も守る必要があるのではないかと私は考えます。

安全を確保するために、ペットと飼い主の方が少し離れてしまっても、例えば倉庫

みたいなような建物であって、ペットの安全が確保できるのであれば、飼い主の方にお話をして、その場所を確保すべきではないかというふうに考えます。飼い主の方がきちんと会いに行くとか、世話しに、散歩とかおトイレとかご飯とかをあげられるような、そういう場所であれば十分に理解していただけるんじゃないかと思うんです。それは2年も3年もそのままずっといてくださいよというわけじゃないので、そういうこともきちんと考えるべきじゃないかというふうに考えます。

今回、6月定例会の会議録を見て驚いたのは、大竹議員に対する答弁の中で、人命優先の考えで、ペットについてはということで残念な答弁をされています。ペットについては致し方ないような答弁をされていましたよね。

しかし、この地域防災計画の中ではきちっとうたっている。大きく乖離した内容ではないかなというふうに考えますけれども、その6月の定例会のときに担当課長は、先進地の事例を見てどうのこうのとお話しされましたよね。

これは実際、あのときにはもう石川では対応されていましたよね。先進地の事例というのはもう国内であったわけですね。そういったものをなぜ確認しないの。これは職務怠慢につながってしまうんじゃないんですか。

我々人間の命も大事です。でも飼い主さんにしてみれば、やっぱりペットも家族同様、その命もきちんと守る。そのことも村には求められているんじゃないんですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

今、現時点ですみません、前回の答弁の中で、最優先は住民というような答弁をしていましたけれども、今、一番村として動かなければならないのは、住民を先にといいことでお話ししたところございまして、今、議員よりお話がありましたように、ペットに関する避難に関しても、ほかの地域で実際、計画をつくっているところもございまして。

西郷村としましても、そちらの計画につきまして、少しずつ計画を作成できるよう動いていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 言葉尻をつかまえて申し訳ないんですけれども、できるように、できるようにだったらここに書く必要ないんじゃないんですか。違いますか。ここにはうたっているんじゃないですか。ペット同行のためのケージ等の支援、ペットなどの保管施設についても避難計画を立てていくということ。いつになったら計画を立てるんですか。もう一回確認します。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

こちらに計画がございまして、つくらなければならないということで理解はしております。いつということに関しましては、優先順位を考えながら動いていきたいと思っております。いつというのは、ここでは申し訳ございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 早急にこれは対応すべきだというふうに思いますよ。ペットを飼っている方が避難される場合に、ペットのことが気になって避難できないという事例が何件もありました。それによって二次災害に巻き込まれてしまった。そういった方もいらっしゃるので、人命を守るイコールペットの命も守る、その考えを強めていただきたいというふうに申し上げておきます。

続いて、14節、食料の調達、確保及び防災資材等の整備対策ということで、防災計画書の45ページの1の食料の（2）にある村は防災週間や防災関連行事等を通じて、自主防災組織、住民、宿泊施設、事業者に対して最低3日分（推奨1週間分）の備蓄について啓発を図るとありますけれども、これは実際行いましたか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

この3日分の食料の準備を啓発しているかということですが、今、防災計画をホームページのほうに載せておりますので、すみません、前回作成しているもので更新していないんですけれども、前回の防災計画として3日分の食料ということで、ホームページに載っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ホームページに掲載しているということだったんですけれども、いわゆる備蓄の啓発をお願いしていますかということで確認したんですけれども、食料品や生活用品、衛生用品など、家族の人数に合わせた数で、3日分もしくは1週間分ぐらい備蓄をしてもらえるように村民の方をお願いをしたことはありますか。

今の答弁だと、ないと思うんですけれども、確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

これに関しては行っておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） それがいわゆる行政の不作為行為じゃないんですか。今、この時点で災害が起きたら、役場の職員の皆さん方は今、ここに集まっているので、すぐ対応が取れると思う。

ところが、休日の深夜だったら対応は取れますか。なかなか難しいですよ。まず自分の身の安全を確保する、家族の安全を確保する、周りの安全を確保してから動き出してくる。役場に集まるにしても、そういった時間が必要になってきますよね。

そのタイムラグというのは、必要なものが必要とする人に届くための時間のずれが出てしまう。ですから、各ご家庭に必要なものを必要な分だけ備蓄してくださいとお願いすべきじゃないんですか。伺います、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

必要なものの広報でございますけれども、ハザードマップ、西郷村防災マップのほ

うには必要な非常時の持ち出し品、飲料水、非常食品等、3日分とは書いてございませんけれども、数日間の生活できるものの確保ということでは記載して、そちらでお知らせしているところです。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 災害が発生して、避難所の開設からいろんな救援物資とかの遅れが出ますよね。そうすると、いろんな意味で行政がたたかれますよね。ああいうのを見ていて私、思うのは、例えば西郷村で災害が起きた場合に、西郷村に住んでいる職員の方も被災者なの。

そのことを考えたときに、村の村民の方に必要なものを自分のところでちゃんと蓄えておいてくださいと、せめて3日分は蓄えておいてください、そういうお願いをすべきなんじゃないかなと思いますよ。

特に我々みたいな大人は、例えば食事を1回、2回遅らせても問題ないと思う。赤ちゃんとか本当に災害について十分理解できない人たちに対して、緊急的に対応しなければならない。そういったときのタイムラグを解消するためには、やはりご家族にお願いをしておく必要があるんじゃないかと思います。

ご近所の方がそうやって蓄えをしてくれれば、お互いに持ちつ持たれつで支え合うこともできる。そういったことも検討すれば、ハザードマップに何となしに書いてあるような話でしたけれども、そうではなくて、別にきちんとお話をすべきだというふうに考えますけれども、いかがですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、別の形で、住民の方に対して分かるようにお伝えしていければと考えております。今後、そのようにしていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、最後に、そのようにしていきます、していきたいと思いますと答弁が変わったので、理解しようかなと思ったんですけれども、村の印刷機を使えば、そんなにお金はかからないんで、全村民の方に配ることができますよね。

これは早急にやるべきだと思います。災害はいつ来るか分からないので、そのことを頭に入れて早急に対応すべきだというふうに申し上げておきます。

それと、そういった文書を出すときに当たって、全村民の方に話をする際に、ペットボトルもしくはチャック付きの保存袋で氷を作っておいてくださいとお願いをしておいたほうがいいんじゃないかと私、考えます。

これは停電してしまった場合に冷蔵庫が止まってしまいますよね。そうすると、冷蔵庫内の温度が上がってしまうと食品も駄目になってしまう。それをちょっとでも遅らせるために、そういった氷を作っておくことによって冷蔵庫の庫内の温度上昇を抑えることができるんじゃないかと考えますので、それも併せて文書の中に入れてはどうかというふうに考えます。

続いて、備蓄倉庫等の整備、46ページに記載されています。以前、この場で、村

を大きく6つのブロックに分けて、備蓄倉庫の整備を行ってはどうかということをお話したことがございます。

西郷村においては、よく南部、中通り、北部と3地区体制ということで分けますよね。この3つの地区を西と東側にさらに分けていく。それで6つのブロック分けをして、防災倉庫、備蓄倉庫を整備してはどうかということをお話したことがありますけれども、どのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

現在、村におきましては、石塚地内におきまして備蓄倉庫がございまして、そちらで保管しているところでございます。新庁舎建設の際には、防災倉庫も一緒に建設されるので、そこに保存、保管する予定ではございます。

そのほかに数か所必要ではないかというおたかしではございます。こちらに関しては、実際、食料品等の管理が行き届かなくなる可能性もございますので、今後、どのようにしていくかは検討していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の話を聞いていて、食品の管理が行き届かなくなるという話は、それは自分から仕事しませんよと言っているのと同じじゃないんですか。

先ほど言いましたよね。タイムラグをいかに少なくするかという話を。万が一、大きな災害が起きた場合に道路が寸断される、橋が流されるとかいろんなことを想定しなきゃいけない。

そうなったときに6ブロックで本当に正しいのかというのは私も実際分からない。私はただ6ブロックと言っているだけですけれども、そうやって小分けにしておくことによって、そのタイムラグを小さくできる。そういったことを検討すべきじゃないかと私、言っているんです。これに対してどういうふうにお考えになりますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

すみません。現在、飲料水等、また、毛布等に関しましては自主避難所には、また、毛布等に関しましては集会施設のほうにも保管している状況でございます。

非常食に関しましては、今現在は自主避難所に保管しているんですけれども、非常食に関しても分散して保管できるような形態をできるように考えていきたいとは考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、お話を聞いていて、これは自主防災組織をきちんと整備しながら、こういったことも整備をしていく必要があるんじゃないかと思っております。

先ほど私、職員の方が仕事しないと言っているのと一緒だと言いましたけれども、自主防災組織の中でそういった管理も行っていってもらうことによって、より防災意識が高まるんじゃないかと考えますが、そういったことも検討すべきだというふうに

申し上げておきます。

続いて、この中で物資調達、輸送調整等支援システムを活用とありますけれども、これは一体どういうシステムなのかお聞かせください。

46ページの2の備蓄倉庫等の整備の中で、物資調達、輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資やといろいろ出てくるんですけども、実際、このシステムというのは何なんですかと今聞いたんですけども、答弁がなかなか出てこない。

これは多分、あなたがヒアリングをちゃんと受けてくれないからですよと思っているんですけども、ここではっきり言います。災害というのは予告されますかね。

例えば台風だったら気象情報を見ていれば、何日頃に台風が来るな、何時頃上陸しそうだなどというのは分かる。地震なんかいつ起きるか分からない。だから私は十分にヒアリングを受けなかった部分がある。今、課長に即応を求められていると思うんです、考えは。分かった意味。

今、災害が起きて、これはどうするんですかと聞かれたときに、いやちょっと待ってください、調べますから。そんな時間はないんだということで、今、こうやってやっています。

今、その答弁が出てこないということは、このシステムはただ書いてあるだけなんだなというふうに理解をして次の質問に入ります。よろしいですか。次の質問に入っちゃっていいですか。それとも答弁ある。（不規則発言あり）どっち。（不規則発言あり）

じゃ次の質問に入ります。

次の第18節、要配慮者対策ということで、避難行動要支援者名簿の作成とありますけれども、名簿の作成は終わっているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

避難行動要支援者名簿の作成につきましては、村のほうで関係各課と協議しながら作成をしております、できております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 策定されているということで、では、75歳以上は何人、介護認定者は何人、療育・障害者手帳を所持されている方は何人、難病認定者は何人というのは、数は出てくるわけですね。人数を報告しろとは言いませんけれども、数は把握されていますか、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

すみません。高齢者だったり、障がい者何人というのはこの場では数字は把握しておりません。（不規則発言あり）すみません。把握しておりますけれども、高齢者と障がい者、かぶっている方がおりますので、それで二重になってしまいますけれども、全体の合計とは合いませんけれども、高齢者が何人、障がい者が何人という人数につ

きましては把握しております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 人数について、例えば高齢者の方と介護認定者の方と重複しているというのであれば、それはそれで私はかまわないと思うんです。ただ人数を把握されているということで、今、十分理解をしましたので。

避難行動要支援者名簿の作成について、本人もしくは家族の方の同意を得て、作成しているわけですね、伺います。

○議長（真船正晃君） 答弁できますか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議にします。

（午後2時44分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時46分）

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

避難行動要支援者の名簿の作成につきましての同意はいただいております。名簿を作成しただけでございますので、同意はいただいております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 同意を得ていない、そこが一番問題なんじゃないんですか。これは以前から話していますよね。村は、プライバシーの問題があってお知らせすることはできませんとずっと言ってきたよね。

例えばさっき言いましたように、警戒レベル1から5までの話で、警戒レベル3に達したときに、高齢者等は避難となりますよね。そうなったときに、本人の同意を得ないで、そういう名簿が作られていたとして、本人がなかなか移動するのが難しいときに、次の質問に入っていっちゃいますけれども、避難を誘導する、支援をする方が必要になってきますよね。ご家族が対応できればいいんです。

地域防災の方、協力者の方が避難を手伝ってくれるとかという場合に、本人の身体状況がどういう状況になっているか確認されていないと、どこに誰を助けに行っているかわからないというのが出てきますよね。

避難行動要支援者の方については、福祉避難所の避難となると思いますけれどもということで、そこに連れていくに当たって、本人の同意がないままにそういった情報が一人で歩き回っちゃっているんですかと。名簿を村は作っているんでしょうけれども、本人の同意を得て、万が一の場合にはこういった方が助けに来てくれますからねということをお知らせしながら、同意を得るべきじゃないんですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

西郷村におきましては、昨年度より、災害発生時に避難行動要支援者の避難を支援

するために、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を進めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） さっきと答弁が違ような気がするんですけども、同意を得てというのは、じゃ同意を得ているんですかと。

75歳以上とか介護認定者の療育・障害者手帳を持っているとか難病指定を受けている方が、こういった避難行動要支援者の名簿を作成しますので了解してもらえますか、さらには災害が発生しそうなとき、発生してしまった場合に、その避難誘導してくれる方に情報をお渡ししてよろしいですかと同意を得ていますか。そこなんです、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

避難行動要支援者名簿の作成については同意を得ておりませんが、個別の避難計画を作成することにつきましては同意を得まして、作成を進めていくところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 言葉遊びしているんじゃないんです。名簿がなければ、例えば私、自分の住んでいるそばの高齢者の方の見守りネットワークのやつをやっています。私が都合悪いときには、じゃ誰か別の人が多分やってくれていると思うんです。ちゃんと本人の同意を得て、そういう避難誘導してくれる方が分からなければ困るよね。避難誘導してくれる人が、こういう人がいますよというのを本人もしくは家族が理解していないと、何なんだとなりますよねと。

以前からこの話はずっとしているんですけども、村の答弁は、当時はプライバシーの問題がありますと。命を守るのにプライバシーあるのかと前も怒ったことありましたけれども、結局、じゃやっていないのと一緒でしょう。名簿を作るのは同意を得ていない。その方が避難するときは誰が誘導するんですか。

例えば介護認定を受けている方、難病認定を受けている方、自分で動くことができない方、その方が緊急に避難しなきゃいけない。そういったときに誰が支援するんですか。家族はみんな勤めに出ていたとか、たまたま買物に行っていなかったとか、そういったときに、近所の方がどうなっているか分からない、そういった状況が生まれてしまう。そういったときの対応というのは、村はどういうふうに考えていますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

すみません。この名簿につきましては、災害対策基本法第49条の11、第3項によりまして、本人の同意を得ずに提供できるところがございまして、こちらに関しましては行政区長、消防署、消防団員等、民生児童委員もそうですけれども、社会福祉協議会等に対して同意なく、災害時におきましては提供できることとなっております。

す。

再度、避難行動要支援者の名簿の作成は、村において同意を得ずに作成はしているところでございます。しかしながら、先ほども説明がうまくいかなかったんですけれども、個別避難計画というものは、村において作成を進めていきたいと考えているところございまして、個別避難計画の作成につきましては個人の同意が必要でありますので、同意をもらいながらつくっていききたいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 災害基本法云々かんぬんと言っていましたけれども、それは分かります。分かりますけれども、要するに消防団の方、民生委員の方がいなかったときはどうするんだという話なんですよ。

近所の方がある程度、情報をつかんでいないと困りますよねという話をしましたよね。そのときに村が答弁されていたのは、プライバシーの問題があって難しいんです。じゃなくて、それを乗り越えていかなきゃならないでしょうということなんです。

今、課長が努めてまいりますということだったので、これは早急に対応すべきだと思いますよ。本人の同意もしくは家族の同意を得て、万が一の場合には近所の方が助けに来てくれるために、こういった方にあなたの身体状況のお話をさせてもらってもいいですかという同意を得ておくべきだというふうに申し上げておきます。

もう次の質問に入ります。

続いて、避難行動要支援者の方については、福祉避難所への避難となりますけれども、資料の31ページに、福祉避難所として説明が記載されております。誰がどの施設に避難をしていただくのか、割り振りというのは変な言い方ですが、どの施設に入っていただくのか、避難していただくのかということは、村では考えられていますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

福祉避難所が西郷村におきましては17か所ございますけれども、今現在、誰がどこに避難するかということはできておりません。

現在は緊急時に一時避難場所に避難していただいて、そこから必要性を、各避難所において要支援者の状況を見ながら、福祉避難所に入っていただくような形態となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 2011年の原発事故のときに相双地区で何があったか記憶ありませんか。無駄に避難順路を遠回り遠回りをしていて、亡くさなくたっていい命を何人か落とされていますよね。そういったことというのは、村は教訓にされていないんですか。

身体状況が本当に厳しい状況の方が今、避難しなきゃといけない、普通の避難所に避難していただく。それから福祉避難所に移動してもらおう。全くもって2011年のあの原発事故のときと一緒になんじゃないですか。

今から身体状況を村は把握できるんだから、この方はこの施設に行ってくださいま
しょうと、そういう計画をきちんと整備しておくべきなんじゃないですか。じゃなけ
れば、いつ災害が起きるか分からない。そういった状況で避難行動は間に合うんです
か。間に合わないんじゃないですか。

それともう一つ伺いますけれども、各施設ごとで受入れ人数について協議は行って
いますか。さらには協定書を交わされていますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

福祉避難所の各施設の受入れ人数に関しては、話をして、何名という、すみません。
人数に関しまして把握してはおります。（不規則発言あり）すみません。福祉避難所
との協定に関しましては17施設と現在は協定を結んでおりまして、6月定例会でご
質問があったように、リアンヴェール西郷とも今後協定に向けて進んでいるところで
ございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 福祉避難所、今、リアンヴェール西郷という名前が出ましたけ
れども、お金の絡みも出てきますよね。ですから、そういった部分もきちんと今のう
ちから話をして、万が一避難させていただいたときには、1人お幾らお支払いします
ので何とかお願いしますということを村はちゃんと整備しておかなきゃいけないんじ
ゃないんですか。じゃないと、後でいざこざの原因になってしまうんじゃないかとい
うふうに考えます。

それと受入れ人数については、今現在、きちんと把握されていないようなので、き
ちんと把握をされて、さらには身体状況もきちんと把握をされて、これは2か月か
3か月サイクルで身体状況を確認していかなくちゃいけないと思いますけれども、身体
状況に応じて、各福祉施設を選択していく必要があるというふうに考えます。

ましてや自分で動くことができないような方に関しては、早め早めに行動していかな
きゃいけないので、これは早急に対応しておくべきだというふうに申し上げておき
ます。

あと、情報伝達の体制とボランティアについては、多分話してもそんな変わらない
と思いますので、最後のほうにいきます。

第3章の第2節の災害情報の収集と伝達とありますけれども、災害に関して情報収
集と分析、伝達は非常に大切なものであると認識されていますけれども、防災計画の
災害情報の収集と伝達を見ると、地震に特化した内容だというふうに読み取れます。

気象災害等については、この対応はどうなっているのかということをも確認した
いんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

こちらの66ページ、第2節、災害情報の収集、伝達のことをお話しされているか
と思います。そのほかに、こちらは震災対策編でございまして、別に風水害対策編と

いたしまして、第2節、災害情報の収集、伝達といたしまして、こちらの風水害対策編の41ページに記載しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） すみません。質問を飛ばしてしまいました。大変申し訳ない。震災編ね。

この場で、昨年の9月かな、約1年前に関東大震災の話をしましたよね。そのときもいろいろお話をさせてもらいましたので、これは地震の部分で特化していますよ。今、風水害の話もしましたが、課長は立村百年史というのは読んだことありますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

詳しく内容を覚えておりませんので、読んだというところまでいっておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 時間の関係で震災と風水害を合わせて聞いていきます。

立村百年史の中に、水害に関しては昭和13年8月30日から同年の9月1日にかけて阿武隈川大洪水があったという記録があるそうなんです。これによって福電横川第二発電所運転不能となったと記載があるそうなんです。これは私も課長と一緒によく読んでいないんですけども、これは元議長の白岩征治さんからお話を聞いて、ちょっと記憶があったので、ふとこの間、思い出したので、今回書いてみました。

地震については、この場で私、2回ほど話したことがあります。多分覚えている方、いらっしゃると思うんですけども、大正13年1月16日、関東大震災が発生した4か月後に羽鳥地震というのが西郷村では起きていますよね。そのときの記録を見ますと、馬かまど7基とか墓石が倒れたとかという記録が残っていたと思ったんです。

この羽鳥地震は以前もこの場で私、お話ししましたように、江花虫笠活断層が影響したのではないかというふうにいられています。この西郷村内においてはこの活断層、唯一名前がついた活断層だと私、認識をしています。江花虫笠活断層ね。

江花虫笠活断層についてどのような認識をお持ちなのかなというふうに思うんですけども、2011年の東日本大震災のときに地震災害が大きかった地域、これがいわゆる羽太地区ですよ。ですから、この活断層の影響が2011年にもあったんじゃないかと私は考えますけれども、課長はいかがお考えになりますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、2011年の震災に関しましても羽太地区は被害が大きかったので、こちらが影響しているものだと考えるところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 江花虫笠活断層、天栄村の江花というところから猪苗代湖に近いほうから羽太の虫笠まで伸びてきている活断層だというふうに記憶しています。

そのほかにも、村内には活断層の疑いがあるものが2本あると。これは具体的な場

所をいうとなかなか固定資産の評価とかいろいろ出てくる可能性があるんで、この場では申し上げません。あとはカルデラが発生する場所も指摘されています。

これは私がいうと多分信用性がないと思うんです。これは県立図書館に所蔵されている東京大学地震学研究所でまとめた日本の活断層という本の中に記載されています。村にこの場で2回ほど私、確認すべきじゃないかとお話ししていますが、村ではそういう確認はされましたか。一度確認します、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

そちらの確認については、分からない状況でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今申し上げましたように、県立図書館に所蔵されている東京大学地震学研究所がまとめた日本の活断層、メモ取れた。メモ取った。これは今は個人には貸出ししません。行政には多分貸出しすると思います。ですから今、個人で見ようと思っても見られない。

ですから行政できちんと確認をして、私が言った活断層らしきもの、1か所は2011年のときに30センチくらい隆起した部分があります。これはここでは言いませんけれども、後で教えますけれども、ですから西郷村の中には2本、活断層らしきものがある。

1本は名前がついていますから間違いありませんけれども、もう一本はらしきものがある。もう一本に関しては山の中で確認取れないので分かりませんが、きちんと村としては確認をすべきだというふうに申し上げておきます。

この地域防災計画について、今、いろいろ取り上げましたが、私自身、全てを否定するものではないなというふうに思います。しかしながら、これで本当に村民の方の生命と財産を守ることができるのかなというふうに大きな疑問を今、持っています。

昨年の9月もこの場でお話ししましたが、村内には、あと役場の職員の方には防災士の資格を持った方がいる。そして介護職の方もいらっしゃる。福祉の仕事をしている方もいる。保健師の方もいる。そういった方、専門職の方の意見を聞いて、さらには我々議会なんかの意見なんかも聞きながら、もう一度、この防災計画を見直すべきだと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

今回作成している防災計画につきましては、あらゆる方面からの意見は今後もいただいきたいと考えております。その都度、この防災計画につきましては、国の変更等がございましたら改定しなければならないものでございますので、あらゆる広い範囲でいろんな方々の意見があれば、その都度いただきたいとは考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 国の変更等と今、言いましたが、国が変更したから、じ

や防災計画を見直すんですか。今、いろんな矛盾点を指摘しましたよね。私以外の16人の議員がみんなそれぞれの意見を持っています。いろんなことを考えられています。いろんな意見を言われている方もいます。16人がです。そういった声を大事にしながら、さらには専門職の意見を聞きながら、国の意見よりも考えよりも村の考えを重視すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入ります。

次は、太陽光施設に関する防災対応についてということですが、これは2021年9月の定例会において同じ内容の質問を行っていますけれども、太陽光関連施設において、災害の発生が予想される場合の対応、災害が発生している場合の対応、災害後の対応についてということで、3段階に分けて質問しています。

災害の中に火災も含めて、この3段階で対応すべき内容については私なりの考えを示しながら3年前に質問しましたが、この3年の時間の中で村はどのような対応策を考え、被害の拡大、周辺への影響を抑えることを考えたのか伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 13番上田議員の一般質問にお答えいたします。

村におきまして、現在ある太陽光発電施設の場所について確認し、それによって災害が発生するおそれがある場合には、そちらの連絡先を把握したところでございます。

災害予防といたしましては、太陽光発電所事業者の安全管理の徹底が何よりも大事でございますが、村としましては以前から行っております定期的なドローンの施設の巡視、関係各課とも協力し、事業者への安全の指導を徹底しているところでございます。

また、災害が発生した場合、火災に限ってですが、こちらは太陽光パネルの火災ということで、以前、6月にも質問がございましたけれども、太陽光パネルの火災では感電する危険性があるため放水できないとの情報がございましたけれども、こちらは消防庁より、令和6年4月26日付消防消第122号で、電気施設等における警防活動時の留意事項についてにおきまして、電気施設火災での放水は対象物から十分安全な距離を取り、噴霧注水とすることとされております。

また、水での放水が可能とされておりますので、しかしながら、放水した水が漏電経路によって感電するおそれもありますので、実際には放水するのには絶縁手袋、高圧電圧手袋等の保護具を持っている常備消防が想定されております。

消防団につきましては、村内の太陽光発電所の付近には消火栓等の水利がないことから、河川や水路等の自然水利から中継体系を取り、水利の確保を行い、常備消防の後方支援を行うことを想定しております。

また、風水害に対しては、事前に気象情報の情報収集が重要となっております。台風の経路などや程度、規模など、また、雨量はどの程度なのかを収集し、事業者へ事前に対策、対応を促す必要があると考えております。

太陽光発電施設に風水害により土砂災害等が発生した場合は、周辺住民への避難所への避難に関する情報伝達の実施並びに避難行動支援者に対する避難誘導支援の実施、

太陽光発電施設管理者に対して災害発生の連絡と対応、対策を依頼し、何かあれば事業者へ適切な指導を行ってまいります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 長々と今、答弁をもらったんですけども、ヒアリングで私、消防団の人が放水して感電したらどうするんだという話をしましたよね。そこだけ特化して、今、しゃべっていましたが、それだけじゃないですよ。

例えば万が一のときに、火災が発生した場所にやじ馬的な方が行ってしまったとかいろんなことを想定しなさいよと。通常の想定を超えて想定しないと対応できないでしょうということを言いたい。マックスで考えなさいと言いましたよね。マックスで考えるべきです。

3年前に質問しました。その後、もう一回質問していますけれども、その頃と答弁が変わっていない。ほとんど変わっていない。今、皆さんがやらなきゃいけない、課長が一番注意してやらなきゃいけないのは、いかに村民の方の生命と財産を守るか、そのことに特化して仕事すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入ります。

続いて、質問の2点目、農業行政についてということですが、時間がもうありませんので、昨日4番議員の質問を聞いていて、ふと思ったことがございます。そのことで質問していきます。

4番議員が、人・農地プランの策定についていろいろ質問されました。まさに4番議員の指摘のとおりだなというふうに考えていましたけれども、その答弁の中から村の農業に対する姿勢が見えてきたなというふうに考えます。

人・農地プランの策定で、本年度中に計画を策定していかなければならないと答弁されていましたよね。その答弁を聞いた瞬間に私、あれ、これは西郷村の農業じゃなくて永田町の農業の話をしているのかなと思っちゃったんですよ。国に報告しなきゃならないからプランの策定をしなきゃならない、そうじゃないですよ。

西郷村の農業をどうするんだということを今、深掘りして考えていかないと、後継者も何もいなくなってしまう。さらに申し上げれば、国の考え方は、いわゆるICTを活用したスマート農業を今、推し進めようとしていますよね。さらには、無菌状態に近いようなクリーンルームで人工太陽を使った野菜栽培を進めようとしている。

では、これが今、西郷村の農家さんで、そういった大型のクリーンルームを使って、人工太陽を使って、そういう野菜栽培というのはできますか。ICTを活用した無人のトラクターで農業されるような農家さんが今、いらっしゃるんですか。そうじゃないですよ。

村は村として農業戦略を立てて、農業を始めたい人、農業を続けたい人をいかに増やして支援をするか、村民の方に安心・安全な農産物を安定的に提供できるか、そのことをきちんと考えるべきじゃないかと考えます。

ですから今回、この農業行政に関しては、有機栽培の現状と村の考えということで伺っていますけれども、もう時間がないので、これはその考えで、今、申し上げた話

で聞きますけれども、村はいわゆる有機栽培とか減農薬とか無農薬栽培についてどのようなお考えなのか、一度確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの上田議員のご質問にお答えいたします。

まず、有機農業に対する村の考え方と支援策ということで答弁をさせていただきたいと思いますが、国の食料・農業・農村基本法についても今後、食の安全や環境に調和した農業の推進ということで、有機栽培については、ますます重要な取組になってくるだろうということで認識をしております。

村について国の交付金等、いろいろございますけれども、その国の交付金以外に、村では環境保全型水田農業推進事業として、特別栽培米で補助金を出してまして、令和5年度までは10アール当たり3,000円、有機栽培米といたしまして、令和5年度までは10アール当たり1,000円の助成金を行ってございましたけれども、令和6年度、ますます推進していきたいというような思いもありまして、10アール当たり3,000円から5,000円に単価をアップしてまして、有機栽培米、無農薬につきましては1,000円の単価を5,000円に引き上げて、推進を図っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村の取組について理解する部分がございます。制度を上乗せして頑張られているというのも理解をしています。さらにもっと上乗せをして、今、農家さんを支援していかなければいけないんじゃないかなと思うんですよ。

私は完全有機とか無農薬とかがいいと思いますけれども、それをほかの農家さんに推奨はしない。なかなか手間がかかった分、売上げにつながっていない、収入につながらない。ですから、やりなさいよとはなかなか言えない。でも何とかやってほしいというお願い。それを支援していただくのが村じゃないかなというふうに考えて、今回、質問を上げています。

以前からこの場で農薬の話とか環境負荷の問題とか、いろいろ話してきましたよね。そういったもろもろを考えて、特に西郷村においては阿武隈水系、あとは那珂川水系の最上流部の村なので、できる限り、水を汚さないようにする、そのことがまず1つ。後はそういった農薬を使わないほうが食の安全も保たれるということで、村としてはもっと考えを膨らませていただいて、農家さんの支援に当たっていただきたいなというふうに思います。

それと1点確認したいんですけれども、まるごと西郷館でそういった無農薬とか減農薬で栽培されたものを販売するとなった場合に、有機JAS法とかいろいろ絡みが出てきますよね。コーデックスガイドラインとかに準拠して対応しなければいけないとかという難しい問題があって、その表示で売ることができないと聞いているんですけれども、それらをうまくカバーして販売する形というのは考えられませんか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まると西郷館での取扱いについてでございますけれども、現在、有機ＪＡＳマークが貼られた商品は、村内で認証を受けて生産している農家さんがいらっしゃいますので、まると西郷館での取扱いは現在ございません。

先ほどありましたが、有機ＪＡＳマークということで有機の商品になりますけれども、有機ＪＡＳマークがついた商品につきましては、有機食品の検査認証制度により有機食品のＪＡＳに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機ＪＡＳとして販売ができることとなっております。

この有機ＪＡＳの商品は農産物の付加価値化による価格への転嫁もできまして、また、農業収入の向上にも資することができるものと考えられますが、収量の低下と手間暇の問題がどうしてもございまして、出荷者におきましては小規模な農家の方など、認証に係る手続や手数料もかかるということもあり、認証を受けていない方も多いと推測されます。（不規則発言あり）いいですか。

○議長（真船正晃君）　１３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君）　私も全部調べました。質問するに当たって、人に１つ聞くととき、３つ調べないと聞かないタイプなので全部調べました。

そのために村はどういう支援を行うんですかということなんです。村の方で有機栽培とかそういったものを求めている方がいる。実際に村外にてそれを求められている方もいらっしゃいます。多くいらっしゃいます。そのために村はどういう支援をするのかということなんです。そのことを特化して頑張っていただきたいなというふうに思います。

続いて、食の安全の絡みでいきますと、学校給食センターの話をしますけれども、村の子どもさんたちは１日３食のうちの１食ですと。年間のうちの日数の半分にも満たない回数だと思うんですけれども、それでもやはり安心・安全なものを食べていただきたいというふうに私は考えます。

さらには、環境問題も先ほどちょっと触れましたけれども、フードマイレージという問題がありますよね。例えば西郷村で消費するものを九州のほうから運んでくる、北海道のほうから運んでくる、そういったリスクと村内で生産してもらう、そういったことを比べたときに、やはり村内で生産してもらう。そのために学校給食センターにおいても安心・安全なものを村内で生産していただく、そういう考えを持たれていますか、伺います。

○議長（真船正晃君）　産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食での取組ということでございますけれども、現実的に今現在は西郷村で有機商品を生産している方がいらっしゃいませんので、なかなかすぐという話も難しいところではございますけれども、一応、まると西郷館なんかでは毎月、基本第２、第４土曜日には、まるにしマルシェなどを行い、１０月には、にしごう軽トラ市等を行いながら、生産者の方と消費者の方が直接対話をして、そのようなニーズ、意見や

ニーズを聞き取りしながら、有機栽培について生産者と消費者の方に一緒につなげて考えていただける機会があればということで、そのような販売会なんかを実施しているところでございまして、また、給食センターでの取扱いにつきましては、供給体制が整っていませんので、なかなか現実的には難しい現状ではございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の3行、4行なのよ、私が持っていつている答え。

安全なものを学校給食センターに供給すべきだと私、言っているの。そのために産業振興課が頑張るべきだと、そのために学校教育課は頑張るべきだと私、申し上げているんです。

この西郷村を今後担っていつてくれる子どもさんですよ。少しでもいいもの、安心なものを食べさせてあげたいと思うんです。そう考えませんか。そう考えるのであれば、明日からでもどういうふうに取り組むべきか、すぐ考えるべきです。

続いて、各種基金について伺いますけれども、もう時間がないので本当に聞きたいことは後回しにします。

基金に関していろいろ条例でうたっていますけれども、この基金の活用によって、今、問題になっている例えば道路脇の木の伐採、枝打ち、下草刈りなどを実施すべきなんじゃないかなと思うんです。これは総務省が森林環境税の立ち上げ、創設の経緯の中でもちょっと触れています。

そういった面でこの基金を活用して、9月の決算説明会のときに話で出ていますけれども、道路脇の、すぐ脇の危険を伴うような木の伐採、枝打ち、下草刈りを行うことができるんじゃないんですかということを考えました。これは答えるのは誰。考えられませんか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の基金を使って下刈り等をできないかという話でございすけれども、森林環境譲与税につきましては、森林の整備に主に活用するという事で国のほうから譲与を受けて、金額的にも森林整備となるとかなりの費用がかかりますので、何年か基金のほうに積立てをして、事業化するというようなものでございます。

実際、令和4年度、この森林環境譲与税を使いまして、牧場ですか、家畜改良センター、上野原地区の日陰対策ということで、立ち木の伐採を行った実績がございまして、皆さんに喜んでもらっているところでございますけれども、そのような形で森林環境をよくするための財源として使うことが可能となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 総務省の創設の流れの中でもその部分をうたっていたりします。ましていろんな市町村を調べてみますと、栃木の矢板市なんかでも先行的にいろいろやられています。ですから、やろうと思えばやれるんじゃないか、実際にやりましたということで、さらにそれを拡大していったらどうかと思います。

それと併せて電源立地地域対策交付金というのがありますよね。これも基金として

条例で積み上げていますけれども、それとうまく併用してやっていってはいいいんじゃないかというふうに考えます。

それと畜産基金に関して、これは平成12年3月に創設されたものだとして理解していますけれども、目的として、この基金を原資として無利子の貸付金制度などを創設してはどうかと。これは金額の上限をもっと上げなければいけないと思います。

それと併せて、昨日、4番議員が質問されていましたが、直接支払交付金が該当しない場合、3万5,000円を支払われないという話がありましたけれども、何らかの基金を立ち上げて、3万5,000円じゃなくても、半額でもいいから、そこからそのお金を支援するような形を村では検討すべきだと思います。じゃなければ、西郷村の農業はなくなってしまう。そう考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど国の直接支払交付金制度のほうが廃止されるといいますか、該当にならないような水田につきましては、村のほうでも何とか考えていかなければならないというふうなところではございますけれども、まだ期間的にも猶予もございますので、前向きに捉えて、支援策等を考えていっていかねばと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 前向きに検討してまいりますと、そんなので納得できない。皆さん方、何でそこに座っているんですか。そのことを考えていただきたい。村の方のために、そのために皆さん方、そこに座っているんじゃないんですか。

そのことを考えたら、検討していくじゃない、すぐ実施する方向で頑張ってください。ますぐらいの答弁をしたほうがいいと思います。

以上で終わります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

明日9月11日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時31分）

